

平成24年度東京芸術大学芸術国際交流基金  
研究者招へい事業募集要項

1. 趣 旨 本学における教育・研究の国際交流推進の一環として、外国人研究者等を外国から招へいし、共同研究、特別講義及び研究指導者等を通じて、本学の教育・研究の発展を図る。
2. 招へい対象者 外国から招へいする下記の者で、本邦到着後直ちに本学に来学する者  
(1)外国人研究者  
(2)外国に10年以上在住し、当該国の学会で活躍している日本人研究者
3. 招へい区分及び期間 (1)短期招へい研究者 ・ ・ 30日以内  
(2)長期招へい研究者 ・ ・ 1ヶ月を超え10ヶ月以内
4. 招へい時期 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に来学可能な者
5. 支給経費 東京芸術大学芸術国際交流基金算定基準(別紙2)に定めるところにより支給する。
6. 事業の申請 (1)申請書類  
申請者は、下記の書類を所属の部局長(以下「部局長」という。)を通じて、学長に各1部提出すること。
  - a. 申請書(様式1-1)
  - b. 候補者調書(様式2-1)
  - c. 経費計算書(様式3-1)
  - d. その他研究者が来日可能であることを確認できる文書等  
(2)提出期限 平成23年11月30日(水)
7. 審査・決定 国際交流室の議を経て、学長が採否及び概算助成額を決定する。その結果は、学長から部局長に通知する。
8. 助成金の申請 事業が採用された申請者は、事業実施の1ヶ月前までに概算助成額の範囲内で部局長を通じて助成金の交付申請を行うこと。(様式5-1)
9. 助成額の決定 学長は、助成金交付申請書に基づき助成額を決定し、部局長に通知する。
10. 変更手続 申請者が、事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ部局長を通じて学長に届け出て、承認を受けなければならない。
11. 報告書の提出 申請者は事業終了後、速やかに報告書及び収支決算書を部局長を通じて、学長に提出すること。(様式6-1、様式7)  
なお、招へい研究者が参加した事業等に関する資料がある場合は、報告書に添付すること。

平成24年度東京芸術大学芸術国際交流基金  
研究者派遣事業募集要項

1. 趣 旨 本学における教育・研究の国際交流推進の一環として、本学の教員をその専門分野等についての調査・研究のために外国へ派遣し、もって本学の教育・研究の発展を図る。
2. 派遣対象者 本学の教職員・学生
3. 派遣期間 1年以内とする。
4. 出発の時期 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に出発可能な者
5. 支給経費 東京芸術大学芸術国際交流基金算定基準（別紙2）に定めるところにより支給する。
6. 事業の申請 (1)申請書類  
申請者は、下記の書類を所属の部局長(以下「部局長」という。)を通じて、学長に各1部提出すること。
  - a. 申請書（様式1-2）
  - b. 申請者調書（様式2-2）
  - c. 旅費計算書（様式3-2）
  - d. その他派遣が可能であることを確認できる文書等(2)提出期限 平成23年11月30日（水）
7. 審査・決定 国際交流室の議を経て、学長が採否及び概算助成額を決定する。その結果は、学長から部局長に通知する。
8. 助成金の申請 申請者は、事業実施の1ヶ月前までに部局長を通じて、助成金の交付申請を行う。（様式5）
9. 助成額の決定 学長は、助成金交付申請書に基づき助成額を決定し、部局長に通知する。
10. 変更手続 申請者が、事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ部局長を通じて学長に届け出て、承認を受けなければならない。
11. 報告書の提出 申請者は、事業終了後、速やかに報告書及び収支決算書を部局長を通じて、学長に提出すること。（様式6-2、様式7）  
なお、申請者が派遣先で参加した事業等に関する資料がある場合は、報告書に添付すること。